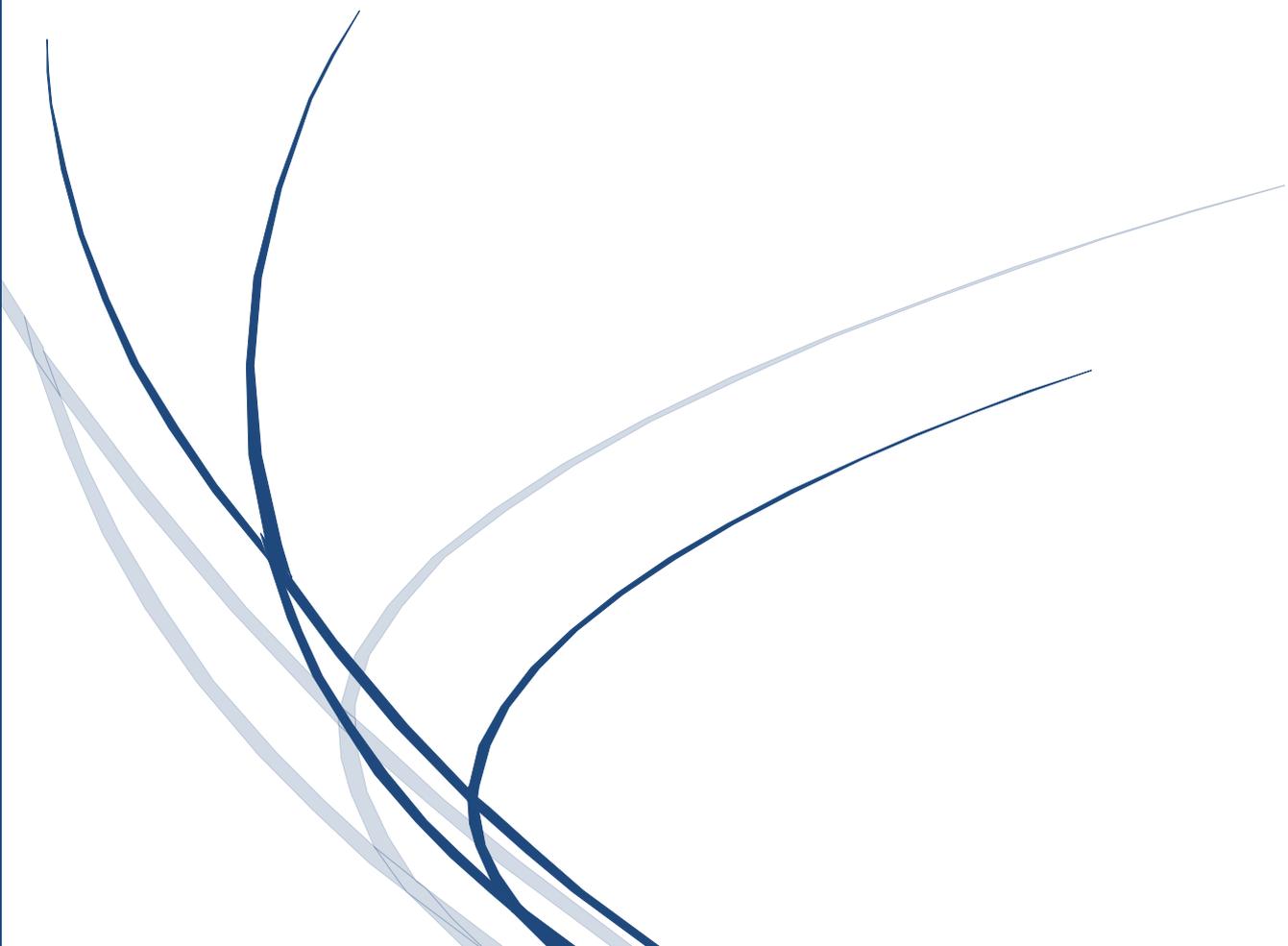




第4次阿波市 行財政改革大綱

令和2年2月 徳島県阿波市



目 次

I	これまでの取組.....	1
II	行財政改革の必要性.....	1
III	行財政改革の目標.....	2
IV	行財政改革の基本方針	2
1	市民主体の市政の推進.....	2
2	持続可能な財政基盤の確立	2
3	効率・効果的な行政システムの構築.....	3
V	基本方針に対する具体的施策.....	3
1	市民主体の市政の推進.....	3
2	持続可能な財政基盤の確立	4
3	効率・効果的な行政システムの構築	5
VI	行財政改革の進め方	6
1	行財政改革の推進体制	6
2	大綱の計画期間.....	6
3	実施及び進行管理.....	6
VII	推進体制のイメージ	7

I これまでの取組

本市では、平成18年3月の「阿波市行財政改革大綱」及び「阿波市集中改革プラン」を策定以降、平成22年3月に第2次阿波市行財政改革大綱、平成27年2月に第3次阿波市行財政改革大綱を作成し、社会経済情勢の変化に対応しながら、改定を行ってきました。

この行財政改革への取組では、数値目標を設定し、職員数の適正化、組織及び事務事業の見直し、未利用財産の売払い等行政全般にわたる改革を断行するとともに、持続可能な財政基盤の構築を図ってきました。

その結果、第1次集中改革プランの財政効果額は約40億円で、これまでの財政効果額を集計すると約60億円にも及び、財政基盤の強化に大きな成果を上げてきました。

II 行財政改革の必要性

本市の平成30年度末の人口は、3万7,000人余りで、年々減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、令和12年度（2030年度）の推計では、3万人程度と推計され、高齢化はますます進行します。このような人口構成の変化のため、生産年齢人口が減少し、ひいては経済全体の規模を縮小させ、長期的には、市税収入の減少や社会保障費の増大など、行政サービスの持続可能性が危ぶまれる事態を引き起こしかねません。

その一方で、人口増加に伴い整備してきた学校、道路、集会施設等の様々な公共施設の老朽化が進み、更新等の必要性が高まりつつあります。また、今後30年以内に70～80パーセントの割合で発生するとされている南海トラフ地震や、百年に一度といわれるような災害が毎年のように発生するなど風水害の頻発や局地化・激甚化に対応することが求められています。

さらに、地方創生の進展や社会経済情勢の変化による新たな行政課題、多様化・複雑化する市民ニーズに対して、質の高いきめ細やかな行政サービスを提供できる行政組織を目指すため、徹底した行財政改革を行う必要があります。

Ⅲ 行財政改革の目標

本計画は、社会情勢の変化や多様化する行政需要に適切に対応し、将来にわたって持続的に発展し続ける市政を実現するため、総合計画や各種計画との整合性を保ちながら、「未来」への投資を行うことができる持続可能な財政基盤を構築します。また、行政の「質」の向上を図り、市民、地域、行政等が主体性をもって課題解決に取り組める効率的な行財政システムの構築を図ります。

Ⅳ 行財政改革の基本方針

本市ではこれまで、3次にわたる行財政改革大綱を策定し、不断の努力を重ねてまいりました。今後においても、社会情勢の変化に加え、新たな行政需要などに積極的に応え、安定した行政サービスを提供するには、経営的視点を取り入れた行政運営が重要となっていることから、以下のような基本方針で行財政改革に取り組みます。

1 市民主体の市政の推進

地域における様々な課題を解決するため、市民、自治会、まちづくり団体などと連携し、互いの役割を認識しながら協働することで、より良い地域づくりと市民主体の行政の実現を図ります。

- (1) 情報公開・情報提供の推進と透明性の向上
- (2) 市民参画・市民との協働体制の確立

2 持続可能な財政基盤の確立

少子高齢化や人口減少による税収減、合併特例により増額された普通交付税の縮減、合併特例債の活用期間の終了など歳入額が見込まれる一方で、社会保障費や老朽化した公共施設の更新・維持管理経費の増大などにより、市財政は厳しい状況が続く見込みであるため、徹底した歳入確保と経費削減に努め、持続可能な財政基盤を確立します。

- (1) 事務事業の見直し
- (2) 統一的な基準による地方公会計の活用
- (3) 公共施設マネジメントの推進
- (4) 民間活力の導入
- (5) 適正負担と財源確保
- (6) 魅力的で活力ある産業振興の確立
- (7) 特別会計・企業会計の経営健全化

3 効率・効果的な行政システムの構築

市民ニーズに対応した施策を推進するため、行政事務の効率化、適正化を進めるとともに、限られた財源を「選択と集中」という観点をもとに事業や施策に的確に配分し、効率・効果的な行政システムを構築します。

- (1) 職員能力と資質の向上
- (2) 簡素で効率的な組織機構の構築
- (3) 定員管理の適正化
- (4) 給与管理の適正化
- (5) 電子自治体の構築
- (6) 危機管理体制の充実
- (7) 環境にやさしいまちづくりの推進
- (8) 市民が利用しやすいサービスの提供
- (9) 外郭団体等の見直し

V 基本方針に対する具体的施策

1 市民主体の市政の推進

(1) 情報公開・情報提供の推進と透明性の向上

公平・公正で市民に開かれた市政を確立し、市民と行政との信頼関係を構築するため、個人情報保護に配慮しながら、適正な情報公開制度を進めます。また、広報紙やホームページ等での行政情報の積極的な提供により市政運営の透明性を図るとともに、公聴機能の充実により市民の意見や提言を市政運営に反映させていきます。

(2) 市民参画・市民との協働体制の確立

多様化する市民ニーズに応えるためには、「市民参画」と「市民との協働」が欠かせません。「市民参画」については、市民に広く開かれた分かりやすい参画の機会や手続を整えます。また、「市民との協働」については、これまで地域のつながりを土台として形づくられたコミュニティに加え、NPO、ボランティアなどの特定のテーマに取り組む活動団体と市との連携・協力体制の充実を図り、市民参画・協働体制の確立に向けた取組を支援していきます。

2 持続可能な財政基盤の確立

(1) 事務事業の見直し

市民の多様化・高度化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応していくため、事務事業の点検や見直しを行うとともに、中・長期的な視点に立ち、財政収支の均衡に留意しながら、計画的で健全な財政運営を目指します。

(2) 統一的な基準による地方公会計の活用

統一基準での財務書類から得られる情報を、資産・債務管理、予算編成、行政評価等に有効に活用し、行政課題の解決や財政の効率化・適正化を図ります。

(3) 公共施設マネジメントの推進

阿波市公共施設等総合管理計画において、昭和56年の新耐震基準以前に建設された公共施設は全体の過半数を占め、今後、大規模改修や建替えの時期を迎えることとなります。

今後の人口の推移や財政状況を踏まえ、公共施設の総量や配置の最適化や長寿命化に計画的に取り組んでいきます。

(4) 民間活力の導入

現在の業務において、民間委託、指定管理者制度の導入や民間移管が可能であるか再検討し、民間の技術力・専門性を活用したほうが、効果的・効率的に目標を達成できるものについては、積極的に民間活力の導入を図ります。

(5) 適正負担と財源確保

受益と負担の公平性を確保するため、各種使用料、手数料及び負担金などの適正化に取り組みます。また、市税等の収納率の向上、未利用財産の活用や処分等により自主財源の確保を図ります。

(6) 魅力的で活力ある産業振興の確立

担い手の育成、農業団体への支援を行うとともに、地産地消の取組、農産物のブランド化や6次産業化を進め、生産販売体制の確立・強化により農業経営の活性化を図ります。また、企業誘致の推進や中小企業者への支援を行うとともに、魅力ある地域資源を活かした広域的な観光の振興を図るなど、分野を超えた横断的な交流・連携を図ることで、魅力的で活力ある産業振興の確立を目指します。

(7) 特別会計・企業会計の経営健全化

特別会計・企業会計では、原則として独立採算制度を採っており、各会計内で収支の均衡を図るよう、適正な料金水準、収入の確保などに努めるとともに、経費の節減を図りながら、更なる経営健全化に向けた事業運営を推進します。

3 効率・効果的な行政システムの構築

(1) 職員能力と資質の向上

地方分権の進展等により、自治体における自己決定の範囲が拡大していることから、政策形成能力や創造的能力、法務能力等が求められており、喫緊の課題に対応できる人材を育成するとともに、職員の意識改革の推進を図ります。

(2) 簡素で効率的な組織機構の構築 社会経済情勢が大きく変化する中、新たな行政課題や市民の多様なニーズに的確に対応していくため、既存のあり方にとらわれることなく組織を見直し、簡素で効率的な組織体制の確立と機能強化を図ります。

(3) 定員管理の適正化

今後さらに進行する少子高齢化と人口減少を見据え、長期的な視野に立った適正な職員数をめざすとともに、会計年度任用職員や再任用職員の活用を行い、定員の抑制に努めます。

(4) 給与管理の適正化

職員の給与制度については、国や他の地方公共団体の状況を踏まえつつ、公平・公正で、住民の理解が得られるよう給与の適正化を図ります。諸手当についても総合的な精査を行い、制度の趣旨に合致しないものについては、抜本的な見直しを図ります。

(5) 電子自治体の構築

ICT(情報通信技術)を活用することで、行政手続の簡素化・迅速化、利便性の向上等を一層推進するとともに、AI、RPA等の導入を検討し、行政事務の効率化や市民の利便性向上を図ります。

(6) 危機管理体制の充実

複雑・多様化する自然災害や不測の事態から、市民の生命・身体及び財産を保護し、又は被害を最小限に止められるよう、迅速かつ的確に対処できる体制の充実・強化を図ります。

(7) 環境にやさしいまちづくりの推進

豊かな自然環境を将来に引き継ぐため、市民、事業者、行政が高い意識を持って環境に配慮した活動を心がけ、循環型社会の形成につながる環境にやさしいまちづくりの実現を目指します。

(8) 市民が利用しやすいサービスの提供

便利で快適な窓口サービスが受けられるよう、利用者の視点に立った満足度の高い窓口サービスの充実を図ります。

(9) 外郭団体等の見直し

市が財政的・人的に支援を行っている外郭団体については、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、業務内容、活動の実態、運営状況等についての検討を行い、業務執行の効率化や管理運営の改善を図るとともに、効率的な運営を推進します。

Ⅵ 行財政改革の進め方

1 行財政改革の推進体制

計画の推進については、市長を本部長とする阿波市行財政改革推進本部が中心となって、全庁体制で取り組みます。

○阿波市行財政改革推進本部

全庁的に改革を推進していくための中心組織として、市長を本部長とする阿波市行財政改革推進本部を設置します。

○阿波市行財政改革推進委員会

市民・学識経験者からなる外部委員で構成され、行財政改革計画の策定やその進捗状況について、市民、民間の立場から提言・評価を行います。

2 大綱の計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

3 実施及び進行管理

行財政改革の実施にあたっては、市民に分かりやすく実効性の高いものになるよう「行財政改革推進プラン」を策定し、取組項目ごとに目標値や成果を定めます。

また、「行財政改革推進プラン」の進捗状況を「阿波市行財政改革推進委員会」に定期的に報告し、意見を求めるとともに、広報紙やホームページ等を利用して、市民に対して広く公表します。

Ⅶ 推進体制のイメージ

